

令和 8 年第 10 回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 10 月 9 日（金） 午後 4 時 00 分～
2. 開催場所 宇土市役所 2 階 会議室 4
3. 出席委員 12 名
井上ルリ子 安田鷹嗣 那須千代 上村博文
小森公明 齊藤栄一郎 重元太郎 境 良一
本田英二 江副龍二 野田秀則 田中一昭
4. 欠席委員 なし
5. 推進委員出席者 谷山次則 福島 至 小田健夫 中山茂樹 橋本有加里
田代敬信 田代宗一郎 長溝辰典 今村喜久男
近藤 直 本田善尚 河野敏信 石本尚志
6. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 安田委員 上村委員
7. 議 事
 - (1) 議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第 32 号 農用地利用集積等促進計画について

事務局 令和 8 年第 10 回農業委員会総会を開催いたします。本日は、全委員がご出席ですので、本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第 2 の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 こんにちは。7 月の地震により、農業者からは元の通りに農業ができないといった声が聞こえてきます。皆さんの周りの農業者にも支援が必要な方がおられたら、市に相談するよう声掛けをお願いします。また、先日は農業者年金の説明会が県で行われた。後で事務局から説明があるが、かなりのメリットがあるため、皆さんに加入を促進してほしいとのことだった。よろしくお願いします。

事務局	ありがとうございました。続きまして次第 3 の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第 5 条により境会長に議長をお願いします。
境議長	まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということでしょうか。
全委員	異議なし。
境議長	それでは、安田委員さんと上村委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。まず申請番号 1 番については、関係委員である中山委員は退室願います。それでは、申請番号 1 番について、確認委員の那須委員より説明をお願いします。
那須委員	管理ができないので譲渡人に管理を頼まれたものになります。ご審議よろしくお願い致します。
境議長	確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号 1 番について説明します。申請地までの通作距離は車で 5 分、農業年数は 34 年、農機具を所有し、主たる作物は榊、くろ木になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。申請者が無償でも譲りたいとのことで、無償での譲渡です。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので 1 番について承認します。次に、申請番号 2 番について確認委員の那須委員より説明をお願いします。
那須委員	議案書に記載のとおりの内容です。問題ないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明します。遺言書による特定遺贈の案件です。通常の相続や、包括遺贈の場合は 3 条許可は不要とされていますが、特定の農地を相続人以外に遺贈する特定遺贈の場合、遺言執行人による 3 条許可申請が必要とされています。今回元々の所有者が亡くなられる前に、姪と死因贈与契約を結んでいたため、遺言執行人である申請者からの 3 条申請となります。譲受人の申請地までの通作距離は車で 30 分、農機具をリース予定で、主たる作物は水稻になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 2 番について承認します。次に、申請番号 3 番について確認委員の野田委員より説明をお願いします。

野田委員 議案書に記載のとおりで、現地確認したが問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明します。申請地は自宅隣接地で、農業年数は 49 年、農機具を所有し、たる作物は米、スナップエンドウ、メロンになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。申請者が無償でも譲りたいとのことで、無償での譲渡です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 3 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 3 番について承認します。次に、申請番号 4 番について確認委員の田中委員より説明をお願いします。

田中委員	議案書に記載のとおりです。問題ないと思われます。ご審議よろしく願 いします。
境議長	確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願 いします。
事務局	申請番号 4 番について説明します。申請地までの通作距離は車で 50 分、 農業年数は 30 年、農機具をリース予定で、主たる作物はジャガイモにな り、3 条の要件は満たしているものと思われます。元々、譲受人を含む兄 弟 4 人の共有名義でしたが、今回譲受人 1 人に全て持ち分移転されるため の申請となります。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号 4 番について、委員さんのご 意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので 4 番について承認します。以上、議案第 30 号について 4 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案 第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」を議題とし ます。それでは申請番号 1 番について、確認委員の那須委員より説明をお 願いします。
那須委員	個人住宅を建てられるということで問題はないと思われます。ご審議よろ しく願います。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願 いします。
事務局	申請番号 1 番について説明します。申請人は伊無田町のアパートに居住す る個人です。現在の住居では手狭になっていたため、マイホームの建築を 計画していたところ、申請地は実家や勤務先、学校に近く利便性がよいこ とから今回の転用申請となりました。なお、申請地は公共投資のされてい ない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご 意見はありませんか。

全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので1番について承認します。次に、申請番号2番から4番については関連していますので、一括して確認委員の那須委員より説明をお願いします。
那須委員	申請番号2番と3番はアパート、4番は共同の通路にされるということで問題ないと思います。ご審議よろしくお願い致します。
境議長	確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号2番から4番については関連しているため一括して説明します。今回、隣接する農地で別々の法人がそれぞれ共同住宅を1棟ずつ建て、通路部分について、2社の共同名義で転用される案件です。 まず、2番及び4番の申請人は八代市で建築工事業等を営む法人です。申請地周辺の地区は近年新築の戸建てや人口が増えており、居住ニーズが高まっていると考え、今回の転用申請となりました。 次に3番及び4番の申請人は熊本市中央区で不動産業等を営む法人です。同じく申請地地区の状況から居住ニーズが高まっていると考え今回の転用申請となりました。なお、申請地は、公共投資のされていない、10ha未満の生産性の低い第2種農地です。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号2番から4番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので2番から4番について承認します。次に、申請番号5番について、確認委員の那須委員より説明をお願いします。
那須委員	親子関係の権利移転とのことで問題はないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局	申請番号 5 番について説明します。申請人は熊本市南区に居住する個人です。現在借家住まいで、マイホームの建築を計画していたところ、申請地は近隣をバイパスが通っており、交通の便もよく、居住地として利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ 500m 以内に、花園小学校および花園幼稚園があるため、第 3 種農地となります。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号 5 番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので 5 番について承認します。次に、申請番号 6 番について、確認委員の那須委員より説明をお願いします。
那須委員	建設会社の方が個人住宅、駐車場、資材置場とする計画で、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。
境議長	確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号 6 番について説明します。申請人は熊本市南区に居住する個人です。現在賃貸住まいで、マイホームの建築を計画していたところ、申請地は子ども入学する小学校や実家からも近く、居住地として利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。また、申請人は建設業を営んでおり、自宅兼資材置場として使用する計画です。なお、申請地は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ 500m 以内に、花園小学校および花園幼稚園があるため、第 3 種農地となります。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号 6 番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので 6 番について承認します。次に、申請番号 7 番について、確認委員の那須委員より説明をお願いします。
那須委員	親子関係で個人住宅を建てられる計画です。問題ないと思われます。ご審

議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 7 番について説明します。申請人は立岡町に居住する個人です。現在の住まいでは手狭になってきたため、マイホームの建築を計画していたところ、申請地は現在の居住地や実家にも近く、交通の便がよいため、居住地として適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、公共投資のされていない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 7 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 7 番について承認します。次に、申請番号 8 番について、確認委員の本田英二委員より説明をお願いします。

本田英委員 議案書に記載のとおりで問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 8 番について説明します。申請人は宇城市及び下網田町に居住する個人です。申請人の二人は義理の親子で、熊本地震で下網田町の自宅が全壊したことから家族 6 人で同居できる家を探しており、申請地及び隣接する宅地内の戸建て住宅に転居する計画です。申請地は、現在の所有者家族が昭和 60 年頃より、ブロック塀及び花壇として利用しており、農地法の手続きが必要とは知らなかったとのことで始末書添付の案件です。なお、申請地は、住吉駅から 300m 以内にあるため、第 3 種農地となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 8 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので 8 番について承認します。次に、申請番号 9 番について、確認委員の野田委員より説明をお願いします。
野田委員	議案書に記載のとおりです。特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。
境議長	確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号 9 番について説明します。申請人は上綱田町に居住する個人です。建設業を営んでおり、既存の資材置場では手狭になってきたため、新たな資材置場を探していたところ、申請地は自宅に隣接しているため、資材管理や防犯上も適しており、十分な広さも確保できることから、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、公共投資のされていない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号 9 番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので 9 番について承認します。以上、議案第 31 号について 9 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 32 号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構が作成した「農用地利用集積等促進計画（案）」について、農業委員会の意見を求められているものです。農業委員会からの意見聴取後、熊本県知事の認可・公告を経て、農地の貸借等について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。 借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃（しゃくちん）などにつきましては議案書記載のとおりです。18 ページの 62 番から 19 ページの 73 番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した、貸し借りの契約である利用権の新規設定となり、面積の合計は本日お配りしております一覧表のとおり、44,603 m ² です。

19 ページ下段の⑥から⑧につきましては、農地法第 3 条による農地の売買ではなく、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した農地の売買の案件になり、現在の農地所有者から農業公社が農地を買い入れ、その後受け手に売り渡すものです。今回は、熊本県農業公社が受け手に売り渡すものとなっております。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 32 号について承認します。以上で予定していた議題の審議を終わります。事務局から報告があるようですのでお願いします。

事務局 賃貸借等の合意解約について報告いたします。解約件数は 1 件、総合計は 5 筆で 6,211 m²です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。

事務局 続けて、今回届け出がありました農地改良届について説明いたします。お手元の資料 1 をご覧ください。今回は 2 筆の農地改良届がでています。地番や改良の事由などは記載のとおりです。番号 1 番について、地図は 2 ページ、写真は 3 ページ及び前のスクリーンをご覧ください。届出時の予定作物はデコポンです。なお、総会終了後、4 ページ目の通知書を送付する予定です。

事務局 最後に、非農地判断についての報告です。非農地判断とは、現況が森林の様相を呈するなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な農地について、農地に該当しない旨の判断を行う手続きです。非農地判断を行うことにより、農地法の規制がかからなくなるため、農地転用許可等の対象外となります。地区農業委員の現地調査等による審査後、農業委員会への報告することとされていますので、今回所有者から申し出がありました長浜町の 2 筆につきまして、報告します。

網田地区農業委員推進委員との検討の結果、2 筆ともに現況と周囲が全体的に山林化している土地で農地として活用できる状態ではなく、農地への道も塞がれていることから今後農地としての利用増進を図ることが見込まれない農地であるため、非農地判断を行うことが適当と思われます。以上です。

境議長 その他で何か報告等ありますでしょうか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の任を終えさせていただきます。

事務局 ありがとうございました。閉会の言葉を小森副会長にお願いします。

小森副会長 ご審議ありがとうございました。これをもちまして令和 8 年第 10 回の総会を閉会します。

議 長 境 良一

議事録署名人 安田 鷹嗣

議事録署名人 上村 博文